

福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰要領

(趣旨)

第1条 本県においては、がんの早期発見・早期治療により、がん死亡数を減少させることを目指して、がん検診の受診率の向上に取り組んでおり、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」(以下「本事業」という。)の事業所登録を推進している。

本事業の登録事業所(以下「登録事業所」という。)は、従業員及びその家族に対しがん検診の受診を促進するため、がん検診の重要性の理解やがん検診を受診しやすい環境づくりに取り組んでいることから、その取り組みを表彰し、広く周知することにより、他の事業所における取り組みの活性化を図り、全国に比べて低いがん検診受診率を向上させ、早期発見・早期治療によりがん死亡数を減少させることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 前年度末において本事業に登録している事業所であって次の各号のいずれにも該当するものを表彰の対象とする。

- (1) がん検診推進に効果的な取り組みを行っていること。
- (2) 登録事業所の従業員における胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診の受診率が、全登録事業所における前年度の胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診の受診率の平均の一の位を切り上げたパーセントをいずれも超えていること。
- (3) 過去に、福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰を受賞していないこと。

(選考委員会)

第3条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療介護部長
- (2) 保健医療介護部次長
- (3) 保健医療介護部医監
- (4) がん感染症疾病対策課長

2 選考委員会の委員長は保健医療介護部長とし、選考委員会は委員長が招集し主催する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求められることができる。

4 委員長が不在のときは、保健医療介護部次長が委員長の職務を代理する。

(被表彰事業所の選考及び決定)

第4条 選考委員会において、第5条に定める審査基準に従い、被表彰事業所を選考し、福岡県がん対策推進協議会の意見を踏まえて決定する。

2 選考及び決定においては、県内を福岡、北九州、筑後、筑豊の4つの地域に区分し、地域毎に選考を行う。

3 選考及び決定においては、必要に応じ、登録事業所に対し追加の報告を
求める。

(審査基準)

第5条 前条に規定する審査は、当該各号に定める基準を総合的に勘案して
行う。

- (1) がん検診の重要性の理解を促進する取り組みを行っていること
- (2) がん検診を受診しやすい環境づくりの取り組みを行っていること
- (3) その他、がん検診の受診率向上に繋がる効果的な取り組みを行って
いること
- (4) 他の事業所の参考になる取り組みを行っていること

(表彰方法)

第6条 「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」実施要綱第8
条の規定により開催する「がん検診受診促進会議」において、登録事業所
を表彰する。

(表彰の公表)

第7条 被表彰事業所の取り組みは、取り組み事例紹介として、福岡県ホー
ムページ等を通じて広く公表する。

(表彰の事務)

第8条 表彰に関する事務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課におい
て行う。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成28年8月1日から施行する。

この要領は平成29年8月4日から施行する。

この要領は平成30年8月1日から施行する。